

利 用 上 の 注 意

I 工業統計調査について

1. 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とする。

2. 調査の根拠

工業統計調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則(昭和26年通商産業省令第81号)によって実施される。

3. 調査の期日

平成25年工業統計調査は、平成25年12月31日現在で実施した。

4. 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類(平成19年総務省告示第618号)に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所(警戒区域等をその区域に含む調査区内にある事業所(工業統計調査規則第4条参照)、国に属する事業所及び従業者3人以下の事業所を除く。)を調査の対象としている。

5. 調査の方法

工業統計調査は、工業調査員(指定地域(東日本大震災の影響により工業調査の実施に大きな支障が生じている地域として経済産業大臣の定める地域をいう。)内にある事業所に対する調査、本社一括調査又は国直轄事業所調査については経済産業大臣)が配布する調査票(従業者30人以上の事業所(製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く)については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所(製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く)については「工業調査票乙」)を用い、報告者(事業所の管理責任者(本社一括調査については本社一括調査企業を代表する者。))の自計により行っている。

6. 集計項目の説明及び算式

(1)事業所数は、平成25年12月31日現在の数値である。事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

(2)従業者数は、平成25年12月31日現在の数値である。従業者とは、個人事業主及び無給家族従業者、常用労働者及び臨時雇用者の計をいうが、本統計表でいう従業者数は臨時雇用者を除いたものである。

① 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいう。したがって、実務にたずさわっていない事業主とその家族で手伝い程度のもは含まない。

② 常用労働者とは、次のいずれかのものをいい、「正社員、正職員等」、「パート・アルバイト等」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。

ア 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者

イ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者

ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などは、上記に準じて扱う

エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

オ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

a. 「正社員・正職員等」とは、雇用されている者で一般に「正社員」、「正職員」等と呼ばれている者

をいう。ただし、他企業に出向している者を除く。

- b. 「パート・アルバイト等」とは、一般に「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。
- c. 「出向・派遣受入者」とは、他の企業から受け入れている出向者及び人材派遣会社からの派遣従業者をいう。

③ 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

(3) 現金給与総額は、平成 25 年 1 年間に常用労働者のうち雇用者（「正社員、正職員等」及び「パート・アルバイト等」を言う）に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計である。その他の給与額とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などをいう。

(4) 原材料使用額等は、平成 25 年 1 年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額である。

- ① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品などのうち、実際に製造等に使用した総使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。
- ② 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。
- ③ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。
- ④ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいう。
- ⑤ 転売した商品の仕入額とは、平成 25 年 1 年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいう。

(5) 製造品出荷額等は、平成 25 年 1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額である。

- ① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の事業所に支給して製造させたものを含む）を、平成 25 年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。
 - ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
 - イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）
 - ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成 25 年中に返品されたものを除く）

② 加工賃収入額とは、平成 25 年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

③ その他収入額とは、上記①及び②以外（例えば、転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいう。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者 30 人以上の事業所）は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業の事業所に支給して製造される

委託生産品も含まれる。

(7)有形固定資産の額(従業者 30 人以上の事業所)は、平成 25 年 1 年間における数値であり、帳簿価額によっている。

① 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。

ア 土地

イ 建物及び構築物(土木設備、建物附属設備を含む)

ウ 機械及び装置(附属設備を含む)

エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上の工具、器具、備品等

② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

③ 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

④ 有形固定資産の投資総額

ア 年末現在高＝年初現在高＋取得額－除却額－減価償却額

イ 建設仮勘定の年間増減＝増加額－減少額

ウ 投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減

(8)リース契約による契約額及び支払額(従業者 30 人以上の事業所)

① リースとは、賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中は原則として中途解約のできないものをいう。なお、リース取引に係る会計処理を通常の売買取引に係る方法に準じて行っている場合は、有形固定資産の取得となる。

② リース契約額とは、新規に契約したリースのうち、平成 25 年 1 月から 12 月までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいい、消費税額を含んだ額である。

③ リース支払額とは、平成 25 年 1 月から 12 月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいい、消費税額を含んだ額である。したがって、平成 25 年以前にリース契約した物件に対して、当年において支払われたリース料を含む。

(9)事業所の敷地面積及び建築面積は、平成 25 年 12 月 31 日現在の面積である。

(10)工業用水は、事業所内で工業生産に使用される操業1日当たりの用水量である。

(11)生産額(従業者 30 人以上の事業所)は、下記算式により算出し、表章している。

生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋(製造品年末在庫額－製造品年初在庫額)

＋(半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額)

ただし、従業者 29 人以下の事業所については、生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入額としている。

(12)付加価値額(粗付加価値額)は、下記算式により算出し、表章している。

① 従業者 30 人以上

付加価値額＝製造品出荷額等＋(製造品年末在庫額－製造品年初在庫額)＋(半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額)－(消費税を除く内国消費税額(*1)＋推計消費税額(*2))
－原材料使用額等－減価償却額

② 従業者 29 人以下

粗付加価値額＝製造品出荷額等－(消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額)－原材料使用額等

*1:消費税を除く内国消費税額＝酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の

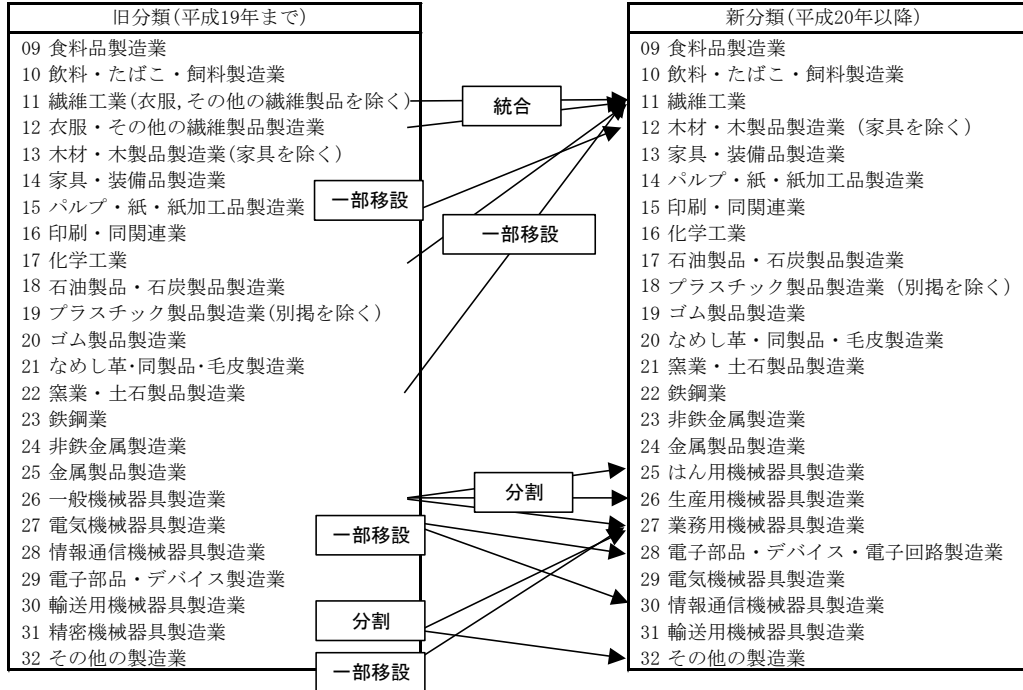
合計

*2: 推計消費税額は平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

(13) 調査事項に関する詳細は、調査票を参照されたい。

7. 日本標準産業分類の改訂

平成20年調査から産業分類について、日本標準産業分類の改定(平成19年11月)に伴い変更した。主な改定内容は以下の通り。



8. 表章

(1) 本文では、産業名を略称で表示している場合がある。略称については次のとおり。

産業中分類	略称	
	本文・文中表	グラフ
09 食料品製造業	食料品	食料
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ・飼料	飲料
11 繊維工業	繊維	繊維
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	木材・木製品	木材
13 家具・装備品製造業	家具・装備品	家具
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙・紙加工品	紙パ
15 印刷・同関連業	印刷	印刷
16 化学工業	化学工業	化学
17 石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭製品	石油
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラスチック製品	プラ
19 ゴム製品製造業	ゴム製品	ゴム
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革・同製品	皮革
21 窯業・土石製品製造業	窯業・土石製品	窯業
22 鉄鋼業	鉄鋼業	鉄鋼
23 非鉄金属製造業	非鉄金属	非鉄
24 金属製品製造業	金属製品	金属
25 はん用機械器具製造業	はん用機械	はん
26 生産用機械器具製造業	生産用機械	生産
27 業務用機械器具製造業	業務用機械	業務
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品・デバイス	電子
29 電気機械器具製造業	電気機械器具	電気
30 情報通信機械器具製造業	情報通信機械	情報
31 輸送用機械器具製造業	輸送用機械	輸送
32 その他の製造業	その他の製品	その他

(2) 産業3類型の区分は次の通り。

産業3類型	産業中分類
基礎素材型産業	12 木材・木製品製造業（家具を除く） 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業
加工組立型産業	25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業
生活関連・その他型産業	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 13 家具・装備品製造業 15 印刷・同関連業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 32 その他の製造業

9. 記号及び注記

この統計表中、「－」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満、「△」は数値がマイナスであることを表している。「X」は1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所である。また、3以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿とした。

II その他の注意事項

1. 時系列表中の平成23年(2011年)における数値は、「平成24年経済センサス-活動調査製造業(総務省・経済産業省)」の調査結果のうち、工業統計調査の調査範囲に合わせるため、以下の全てに該当する製造事業所について集計したものである。

- ・従業者4人以上の製造事業所であること
- ・管理、補助的な経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

平成23年における数値は、「平成24年経済センサス-活動調査」と工業統計調査の調査項目の定義、調査時点の相違などから、厳密には工業統計調査の数値と連結しない部分がある。数値の解釈に当たっては留意されたい。